

被後見人も市職員に

兵庫・明石市が条例案提出へ

兵庫県明石市は17日、知的障害などのため、成年後見制度に基づく後見や保佐を受けている人について、市職員として採用可能とする条例案を19日開会の市議会に提出すると発表した。

こうした人は地方公務員法で、条例を定めない限り自治体職員になれないとされているが、同市によると、実際に条例が制定されれば全国初という。

成年後見制度は、認知症、

知的障害などで判断能力が不十分とされた人を支援するため、家庭裁判所で選ばれた人が財産管理を担う仕組み。支援の必要性が高い順に「後見」「保佐」「補助」がある。地方公務員法の規定では、条例で定める場合を除き、後見や保佐を受けている人は職員の欠格条項にあたり、後見人や保佐人をつけた場合は失職する。

一方、同市は障害者対象の採用試験を行うなどしており、同制度を利用する障害者にも採用の道を開くため、条例案を決めた。泉房穂市長は「公園の管理や清掃など、技能に応じて働く場を確保し、周囲の職員がサポートする態勢も整えた」と話している。

日本成年後見法学会副理事長の赤沼康弘弁護士の話「地方公務員法の規定は差別になりかねない。失職を恐れて後見人や保佐人をつけられない公務員もいる。明石市の取り組みが全国に広がり、欠格条項の撤廃につながってほしい」